

JIS

船用防水形照明器具－作業灯，壁付灯，信号灯 及び手さげ灯

JIS F 8414 : 2021

(JSTRA)

令和 3 年 8 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	秋 山 進	元株式会社デンソー (公益社団法人自動車技術会)
	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市 川 直 樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	奈 良 広 一	長野計器株式会社
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	久 田 真	東北大学
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	松 橋 隆 治	東京大学
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 25.10.21 改正：令和 3.8.25

官 報 掲 載 日：令和 3.8.25

原 案 作 成 者：一般財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 ラウンドクロス赤坂 TEL 03-5575-6425)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
4.1 器具の種類	3
4.2 グローブの種類	4
5 性能	5
6 構成, 構造及び寸法	6
6.1 一般	6
6.2 構成部品	6
6.3 個別構造	7
7 材料	7
8 防食処理, 電食防止及び表面処理	7
8.1 防食処理	7
8.2 電食防止	7
8.3 表面処理	7
9 製品の呼び方	8
10 表示	8
11 適合電球の表示	9
12 取扱い上の注意事項	9
13 警告表示	9
14 検査	9
14.1 一般	9
14.2 形式検査項目及び順序	9
14.3 受渡検査項目及び順序	10
14.4 形式検査	10
解 説	18

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS F 8414:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

船用防水形照明器具— 作業灯，壁付灯，信号灯及び手さげ灯

Ships and marine technology—Watertight type luminaires—
Pendant lights, wall lights, signalling lights and hand lamps

1 適用範囲

この規格は、船の機関室、暴露部などの環境において使用する定格電圧 250 V 以下の白熱電球又は LED モジュールを光源とする防水形の作業灯、壁付灯、信号灯及び手さげ灯（以下、器具という。）について規定する。

注記 JIS F 8008 には、この規格の要求事項以外に器具の設計、製造などに必要な追加の要求事項が規定されている。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0205-4 一般用メートルねじ—第 4 部：基準寸法

JIS C 0617-2 電気用図記号—第 2 部：図記号要素，限定図記号及びその他の一般用途図記号

JIS C 2805 銅線用圧着端子

JIS C 7709-2 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第 2 部 受金

JIS C 8105-1 照明器具—第 1 部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-3 照明器具—第 3 部：性能要求事項通則

JIS C 8152-2 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法—第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン

JIS C 62504 一般照明用 LED 製品及び関連装置の用語及び定義

JIS F 0701 船用電気器具のプラスチック選定基準

JIS F 0808 船用電気器具環境試験通則

JIS F 8008 船用電気照明器具通則

JIS H 8601 アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜

JIS H 8610 電気亜鉛めっき

JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき

JIS Z 8113 照明用語

JIS Z 8781-3 測色—第 3 部：CIE 三刺激値